

合意文書で定めたい内容を  
掲げています。

## 内容見本 (B5判縮小)

第2編 第7章 年金分割の合意

○夫が給与所得者で妻が専業主婦の場合

合意事項を明文化した条項例を掲げています。

条項例

第〇条 甲（第1号改定者、基礎年金番号〇〇〇〇一〇〇〇〇〇〇）と乙（第2号改定者、基礎年金番号△△△△一△△△△△）は、本日、厚生労働大臣に対し、当事者間の別紙年金分割のための情報提供書記載の情報に係る対象期間の標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合を0.5とする旨合意した。

条項例の作成目的や効果、作成上の留意点を解説しています。

平成16年の厚生年金保険法等の改正により、平成19年4月1日以降の離婚について、厚生年金（被用者年金制度が一元化される以前の共済年金も含みます。）の保険料納付記録の分割が認められることになりました。

年金分割制度には、合意分割（厚年78の2以下）と3号分割（厚年78の13以下）があります。

合意分割は、当事者間の合意により、年金分割の割合を定めて、厚生労働大臣等に対し、婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録の分割を求める制度です。

他方、3号分割は、平成20年4月1日以降に離婚する夫婦において、同月以降の第3号被保険者（国民年金の加入者のうち、厚生年金、共済組合に加入している第2号

乗せる私的年金制度となり、企業年金（厚生年金基金、確定給付企業年金、企業型確定投下金）、個人年金（国民年金基金、個人型確定投下年金）等があります。

年金分割の対象となるものは、このうちの2階部分のみになります。1階部分と3階部分については、年金分割の対象ではありませんが、1階部分については、20歳以上60歳未満の全ての国民が被保険者となっているため、そもそも分割の余地はないのに対し、3階部分については、加入者が一定の条件の下で受給できるものであることから、退職金と同様に、離婚時財産分与の対象とする余地はあります。

適宜、関連する実務上の留意点を解説しています。

◎厚生年金の少ない方から多い方への分割

本条項例は、妻が専業主婦である場合を念頭に置いた条項ですが、妻が第2号被保険者（自身が厚生年金等の加入者である者）である（あるいはその期間があった）ものの、婚姻期間中の標準報酬額が夫より少ない側となる場合も同様の条項になります。

なお、このように、両者が第2号被保険者となる場合であっても、対象期間標準報酬額が少ない側の年金を多い側に分割するような合意を行うことはできません。また、合意分割の請求すべき按分割合の上限は、2分の1（50%）とされています。これは、年金が、主に老後の生活資金となるものであることから、受給権者の生活を危うくするような分割は認めないという制度設計によるものです。

したがって、他の財産分与等との兼ね合いで一方の年金を他方に全て分割するといった合意をすることはできません。

◎年金受給者が年金分割を受けたときに年金が減る場合

年金分割をすると、一般的には、将来の年金受給額が増えるものですが、振替加算を受けている年金受給者の方の中には、年金分割したことにより、振替加算がなくなり、

② 裁判所による手続により、年金分割の割合を定めたとき（当事者2人のうち、一方当事者のみで手続することが可能です）  
・審判（判決）の場合…審判（判決）書の原本又は抄本及び確定証明書  
・調停（和解）の場合…調停（和解）調書の原本又は抄本

適宜、参考となる判例を掲げています。

<参考判例>

◎厚生年金も財産分与の対象とし、夫の年金と妻の年金の差額の4割を妻の死亡まで支払うことが命じられた事例（ただし、年金分割制度の制定前の裁判例）（横浜地相模原支判

**新日本法規出版株式会社**

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号  
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番  
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2  
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地  
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1  
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪本社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号  
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号  
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号  
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号  
(2021.4)666-1(回)  
この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

実効性の高い**合意書面**を作成するために！

# 婚姻契約・離婚協議 条項例集

## 編集 婚姻・離婚条項研究会

代表 赤西 芳文（弁護士・元大阪高等裁判所部総括判事）  
中村 健三（弁護士）

### ◆多種多様な条項例が満載！

婚姻契約・離婚協議の他、不貞関係清算の合意などの多様なニーズに対応した条項例を豊富に掲載しています。

### ◆条項例ごとに実務に役立つポイントを解説！

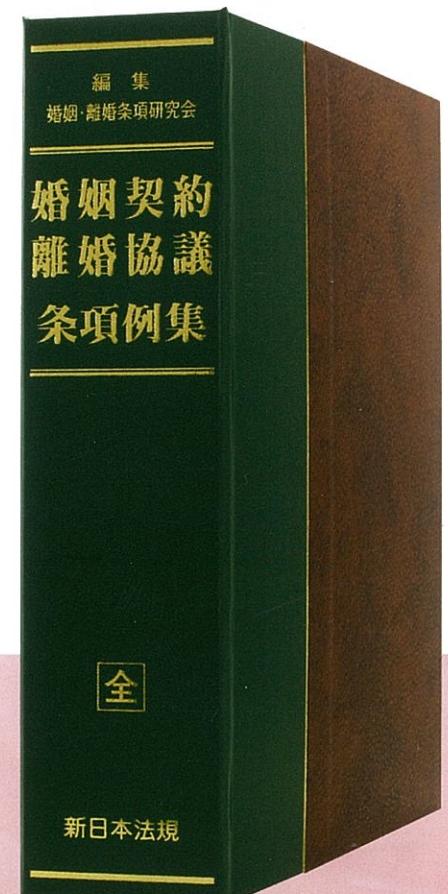
条項例ごとにその目的や効果、作成上のポイントを解説し、適宜、「変更例」や「アドバイス」を掲げています。

### ◆信頼できる確かな内容！

元裁判官の弁護士をはじめとする専門家が、豊富な知識と経験をもとに編集・執筆した確かな内容です。

### 追録購読者特典

条項例データのダウンロードができる！  
登載条項例のデータを弊社WEBサイトから  
ダウンロードできます。



加除式・B5判・全1巻・ケース付

総頁 702頁

定価 11,000円（本体 10,000円）

送料 730円

■加除式書籍は、今後発行の追録（代金別途）と併せてのご購入となります。

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。  
(特許第3400925号)

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00  
(土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail [eigo@sn-hoki.co.jp](mailto:eigo@sn-hoki.co.jp)



法令情報を配信！

オンライン商談も承ります。

詳しくは弊社WEBサイトをご覧ください。

総合法令情報企業として社会に貢献

 新日本法規出版

f 公式Facebookページ  
法律出版社ならではの情報を発信



# 掲載内容

## 第1編 婚姻時・婚姻継続時の条項例

### 第1章 夫婦財産に関する合意

- 総 論**
- 夫婦財産に関し、婚前に固有財産を明示する契約を締結する場合
  - 婚姻費用の分担に關し約束する場合
  - 夫婦間の金銭貸借の清算について合意する場合
- 第2章 婚姻継続に関する合意**
- 総 論**
- 円満な家庭を再構築するため夫婦間で互いに改めるべき点を示す場合
  - 円満な家庭構築のための遵守事項を定める場合
  - 夫婦間で家事や育児の分担について定める場合
  - 夫婦間で婚姻費用の分担について定める場合
  - 婚姻費用の分担に關し具体的に約束をする場合（日用品、外食の支払、旅行の代金等）
  - 夫婦間で別居状態を解消して同居することを合意する場合
  - 婚姻中の夫婦間でそれぞれの固有財産に関する契約を締結する場合
  - 子の監護及び教育について取り決める場合
  - 小遣いについて定める場合
  - ギャンブル等の原資と利益について定める場合
  - 夫婦間での立替金の返済方法を定める場合
  - 冠婚葬祭における祝儀等の負担者を定める場合
  - 婚姻後の帰宅時間について定める場合
  - 異性との会合について取り決める場合
  - 休日の時間の使い方について取り決める場合
  - スマートフォンなどの個人情報を取り決める場合
  - 配偶者の呼称を取り決める場合
  - 夫婦間の性交渉にかかる取決めをする場合
  - 親族との付き合いについて取り決める場合
  - 美容整形をしていないことの確認を求める場合
  - 転勤・転職があった際の同居義務について取り決める場合
  - 双方の生活を尊重することを取り決める場合

### 第3章 婚約解消に関する合意

- 総 論**
- 婚約指輪の返還を合意する場合
  - 結納金の返還を合意する場合
  - 婚約解消に当たって金銭の支払を合意する場合

### 第4章 別居に関する合意

- 総 論**
- 当分の間別居することに合意する場合
  - 期間を定めて別居することに合意する場合
  - 別居期間中の監護権者に関して合意する場合
  - 別居期間中の面会交流について合意する場合
  - 別居期間中の婚姻費用の分担について合意する場合
  - 別居期間中の留意事項について定める場合

### 第5章 その他の合意

- 総 論**
- 結婚式を挙げて婚姻届出することを約した場合
  - 婚約を合意した場合
  - 家事等の分担について婚前契約を締結する場合
  - 男女関係の解消を合意する場合
  - 契約で将来における離婚の時期・条件を約束する場合
  - 離婚する際の親権者や監護権者をあらかじめ取り決めておく場合

## 第2編 離婚前・離婚時の条項例

### 第1章 離婚の合意

- 総 論**
- 離婚届に署名押印して、夫又は妻が届出をする場合
  - 協議離婚に合意した上で、離婚届の届出時期を定める場合
  - 妻の氏・戸籍について取決めをする場合（復姓・親の戸籍に戻る場合）
  - 妻の氏・戸籍について取決めをする場合（婚氏統称・新戸籍を作る場合）
  - 子の氏・戸籍について取決めをする場合
  - 離婚に要する諸費用の負担者を定める場合
  - 不貞行為等の離婚原因を明記する場合
  - 有責配偶者が謝罪する文言を記載する場合

### 第2章 婚姻費用分担の合意

- 総 論**
- 婚姻費用分担について合意する場合
  - 過去の婚姻費用を清算する場合
  - 夫名義で借り入れた妻の借金について、妻が返済することを約束する場合

### 第3章 養育費の合意

- 総 論**
- 養育費等について合意する場合
  - 養育費の支払の始期を任意の時期とする場合
  - 子が成人するまで養育費を支払う場合
  - 子が大学を卒業するまで養育費を支払う場合
  - 子が任事の年齢に達するまで養育費を支払う場合
  - ボーナス月に養育費を加算する場合
  - 養育費の金額を子の年齢に応じて増額させていくことを約する場合
  - 養育費を一括する場合
  - 信託契約を締結することを約する場合
  - 養育費名目による離婚後の住居費の援助について合意する場合
  - 離婚に際して過去の養育費を支払う場合
  - 子の学費や入学金の負担者を定めておく場合
  - 収入に応じ、子の学費や入学金の負担割合を定めておく場合
  - 子の医療費の負担者を定めておく場合
  - 将来において養育費について再度協議することを約束しておく場合
  - 財産分与による不動産の分与を、他方の金銭の支払義務と引換にする場合
  - 財産分与による不動産の譲渡につき、金銭の支払義務を先に履行する場合
  - 過急約款（遅延損害金）を定める場合
  - 子が障害を持っている場合に養育費の合意をする場合
  - 養育費を請求しない旨の合意をする場合
  - 第三者の連帯保証を定める場合
  - 子が、祖父母等から教育資金一括贈与を受けている場合
  - 養育費に代えて不動産を譲渡する場合
  - 非親権者の両親が養育費を支払う旨の合意をする場合
  - 胎児の養育費についての合意をする場合

### 第4章 財産分与の合意

- 総 論**
- 財産分与について合意する場合
  - 財産分与の中に慰謝料を含める場合
  - 扶養的財産分与の支払を合意する場合
  - 財産分与としての金銭給付に関して他の債権と相殺する場合

#### 2 現金・預貯金等

- 財産分与として金銭を一括で分与する場合
- 財産分与として金銭を分割払いで分与する場合
- 財産分与として定期金払をする場合
- 財産分与を退職金によって支払う場合
- 財産分与としての金銭給付に関して抵当権を設定する場合
- 財産分与としての金銭給付に関して自動車に対する譲渡担保を設定する場合
- 財産分与としての金銭支払について連帯保証人を付する場合
- 財産分与として夫の預貯金全てを妻に分与する場合
- 財産分与として夫（甲）名義の預貯金は夫が、妻（乙）名義の預貯金は妻が取得する場合
- 財産分与として子ども名義の預貯金を妻が全て取得する場合
- 宝くじの当選金を財産分与の対象とすることについての合意をする場合
- 財産分与としての金銭給付に関して保険金に対する債権譲渡担保を設定する場合

#### 3 不動産・住宅ローン

- 夫（甲）名義の不動産を妻（乙）に分与し、登記名義を移転する場合
- 夫婦共名義の不動産を妻（乙）の単独名義にする場合
- 相続登記未了の夫所有の未登記不動産を妻に分与する場合
- 第三者所有名義の不動産を夫名義に変更し、その不動産を妻に分与する場合
- 別居中の夫婦の一方が居住する住宅について、当該居住者が相手方に対して明け渡すことを約束する場合
- 別居中の夫婦の一方が居住する住宅について、当該居住者が相手方に対して明け渡すことを約束するときに、明渡予期間中の管理費等の負担について合意する場合

○別居中の夫婦の一方が居住する住宅について、当該居住者が相手方に対して明け渡すことを約束するときに、明渡時に共有動産の持出しを認める場合

○別居中の夫婦の一方が居住する住宅について、当該居住者が相手方に対して明け渡すことを約束するときに、併せて居住者が所有動産を全て持ち出すことを約する場合

○別居中の夫名義の住宅に妻と子が居住しており、子の大卒卒業までの妻の無償使用を認める場合

○離婚後も、夫名義の住宅に妻のみが終生居住することを認めること

○離婚に伴う財産分与として夫の所有するマンションを賃貸する旨を合意する場合

○現在妻が居住している賃貸アパートの賃借人名義を、夫から妻に変更することに協力することを約束する場合

○共有不動産を第三者に任意売却し、当該売却代金をもって住宅ローンの支払を合意する場合

○妻が、夫から現在妻が居住している賃貸アパートの賃借権の譲渡を受け、夫が、その譲渡について賃貸人から承諾を得ることを約束する場合

○夫から居住建物の賃借権の譲渡を受けた妻が同建物の敷金返還請求権を取得することを合意した場合

○夫が居住していた賃貸アパートを解約し、原状回復費用を夫が負担することを合意する場合

○財産分与による不動産の分与を、他方の金銭の支払義務と引換にする場合

○財産分与による不動産の譲渡につき、金銭の支払義務を先に履行する場合

○財産分与として住宅ローンの残債務を支払い、住宅ローンに係る抵当権抹消に協力する旨を定める場合

○双方とも外国籍（韓国籍）の夫婦で、協議離婚した際に、不動産の財産分与について合意する場合

○不動産を売却してその売却代金を分与する場合

○不動産の売却ができなかったときに金銭を分与する場合

○妻が住宅ローン債務を免責的に債務引受けし、住宅ローンの名義変更に協力することを合意する場合

○夫が債務者である住宅ローン債務の名義変更をせず、妻が夫に対してその金額を支払う場合

○夫が債務者である住宅ローンの名義を変えずに、妻が夫に対してその金額を支払う場合で、持分権（所有権）移転登記の時期を住宅ローンの完済時とする場合

○夫が所有名義を有する住宅について、妻への所有権移転登記の時期を住宅ローンの完済時とし、登記までに賦課される固定資産税等を実質的に妻が負担する場合

○夫婦共名義の住宅で、住宅ローンも夫婦の連帯債務となっている場合に、離婚後も居住を続ける妻が住宅ローンを引き続き支払い、完済時に妻の単独名義とする場合

○夫が債務者である住宅ローンにつき、夫がその全額を負担したまま、妻子に引き続き無償使用を認める場合

○固定資産税の負担について確認する場合

○夫と妻が連帯債務者である住宅ローンにつき、夫が債務を免責的に引き受けける場合

○財産分与として夫の預貯金全てを妻に分与する場合

○財産分与として夫（甲）名義の預貯金は夫が、妻（乙）名義の預貯金は妻が取得する場合

○財産分与として子ども名義の預貯金を妻が全て取得する場合

○宝くじの当選金を財産分与の対象とすることについての合意をする場合

○財産分与としての金銭給付に関して保険金に対する債権譲渡担保を設定する場合

○夫が債務者である住宅ローンにつき、一部を夫負担としてその金額を妻に支払い、残額を妻が支払う場合

○夫が債務者である住宅ローンにつき、一部を夫負担としてその金額を妻に支払い、残額を妻が支払う場合において、その支払先を住宅ローン債権者とする場合

○夫の成長に応じて面会交流場所等を再協議する場合

○面会交流場所の協議が整わない場合に備えた取決めを行う場合

○段階的に面会交流の頻度・時間を増やす場合

○非監護親の将来的な遠方への転居を見越して合意する場合

○面会交流実施日について代替日を定める場合

○緊急時等の連絡方法の取決めを行う場合

○面会交流時の写真撮影等について取決めを行う場合

○再婚時の面会交流について取決めを行う場合

○当分の間、面会交流を行わないことを取り決める場合

○夫の成長に応じて面会交流場所等を再協議する場合

○面会交流場所の協議が整わない場合に備えた取決めを行う場合

○段階的に面会交流の頻度・時間を増やす場合

○非監護親の将来的な遠方への転居を見越して合意する場合

○面会交流実施日について代替日を定める場合

○緊急時等の連絡方法の取決めを行う場合

○面会交流時の写真撮影等について取決めを行う場合

○面会交流時の遵守事項の取決めを行う場合

○夫被保険者とする生命保険を離婚時に解約し、解約返戻金を2分の1ずつ財産分与する場合

### 6 有価証券

- 株式を分与する場合（株券発行会社の場合）
- 株式を分与する場合（株券不発行会社の場合）
- 投資信託を分与する場合
- 暗号資産（仮想通貨）を分与する場合

### 7 その他財産

- ゴルフ会員権を分与する場合
- 家財道具等の動産の引渡しについて合意する場合
- 将来の退職金や企業年金の分与を合意する場合
- 債権を分与する場合
- 貸金債務を免除する代わりに財産分与と請求権を放棄してもらう場合

### 第5章 慰謝料の合意

#### 総 論

- 慰謝料を即日授受する場合
- 慰謝料を既に授受した場合
- 慰謝料を期限までに一括で支払う場合
- 慰謝料の一部を即日授受し残金の支払方法について合意する場合
- 慰謝料を分割で支払う場合
- 夫が不貞相手と連帯して妻に対して慰謝料を支払う場合
- 不貞相手に対しては慰謝料を請求しないことを、夫と妻との間に約定する場合
- 慰謝料に外に養育費等の支払義務についても条項に定めた場合で、相手方の支払額が、条項に定める額に満たない場合の充当方法を定める場合

### 第6章 親権・監護権・面会交流の変更の合意

#### 総 論

- 離婚時に定めた親権者を変更する場合
- 調停で合意した面会交流の内容を制限する場合
- 公正証書で合意した面会交流の内容を変更する場合
- 夫が不貞相手と連帯して妻に対して慰謝料を支払う場合
- 不貞相手に対しては慰謝料を請求しないことを、夫と妻との間に約定する場合
- 調停で合意した面会交流時間について回数を重ねることに段階的に伸ばしていくことにつき合意する場合
- 慰謝料に外に養育費等の支払義務についても条項に定めた場合で、相手方の支払額が、条項に定める額に満たない場合の充当方法を定める場合

### 第7章 親権・監護権・面会交流の合意

#### 総 論

- 離婚後に財産分与を行う場合
- 離婚後に慰謝料請求を行う場合

### 第4編 男女関係の条項例

### 第1章 DVに関係する合意

#### 総 論

- DVの事実を認めて謝罪し慰謝料等を支払う場合
- DVの事実及び慰謝料等の支払義務を認めて分割する場合
- 接近禁止等の約束を定めた場合
- DVを原因とする離婚後の面会交流について合意する場合

### 第2章 内縁関係解消に関する合意

#### 総 論

- 内縁関係を解消する場合
- 婚姻予約の解消と結納金の返還を約束する場合
- 婚姻予約の解消に伴い、接触・連絡等の禁止を約束する場合
- 内縁の夫が妻に不動産を贈与して内縁関係を解消することにつき合意する場合
- 内縁の夫が内縁の妻に預貯金及び退職金の中から財産分与を行い、内縁解消を合意する場合
- 内縁の夫が解決金・養育費の支払を内縁の妻に約束して内縁関係を解消することにつき合意する場合

### 第3章 国際結婚した夫婦が別居・離婚する場合の合意

#### 総 論

- 別居中に子が相手方によって海外に連れ去られるおそれがあり、常居所地図を合意する場合
- 国外において面会交流を行うことを合意する場合
- 将来紛争が生じたときの裁判管轄を定める場合
- 合意事項を改めて公正証書で作成することを合意した場合
- 公正証書における強制執行認諾文書を定める場合

### 第4章 基本書式

- 各種合意書等の基本書式
- 夫婦財産契約書
- 婚姻継続に関する合意書
- 婚約解消に関する合意書
- 別居に関する合意書
- 離婚協議書
- 取決めがされていた事項の変更に関する合意書
- 取決めがされていなかった事項に関する合意書
- DVに関係する合意書
- 内縁関係解消に関する合意書
- 私通関係解消に関する合意書
- 離縁に関する合意書

### 算 定 表